

## 佐賀市社会福祉協議会福祉体験学習指導者派遣事業要領

### 1. 目的

地域・学校等で開催される福祉体験学習（車椅子介助・アイマスク体験・高齢者疑似体験等）に、経験・指導力を備えた指導者を派遣することにより、これらの福祉総合学習が適切な指導のもとに福祉体験学習の内容に応じて実施され、地域福祉の向上を目指す。

### 2. 対象

- (1) 佐賀市内の学校が開催する福祉体験学習  
（車椅子介助・アイマスク体験・高齢者疑似体験等）
- (2) 佐賀市内の地域・団体が開催する福祉体験学習  
（車椅子介助・アイマスク体験・高齢者疑似体験等）

### 3. 事業内容

- (1) 福祉体験学習の内容に応じて必要な機材（車椅子・アイマスク・白杖・高齢者疑似体験セット（シニアドベンチャー）など）を貸し出し、指導者派遣に関する経費は無料とする。
- (2) 福祉体験学習の内容に応じて、経験・指導力を備えた指導講師団（クローバーの会）から指導者を派遣する。
- (3) 車椅子・アイマスク・高齢者疑似体験については、1回につき2名以上の指導者で対応する。

### 4. 派遣経費

- (1) 機材等の運搬は機材の借受者で行うものとする。

・・・・・・・・・・・・・・・・